

上手に使おう 横浜の水

～健康と豊かな暮らしは 蛇口から～

備蓄飲料水「横浜水缶」の水質検査体制の見直しについて

水道局では、災害時の水の確保に向けて自助・共助・公助の取組を進めています。特に、自助については、最も身近な災害対策として、日頃から市民の皆様へ「1人最低3日分で9リットル以上」の飲料水の備蓄をお願いしています。

このたび、備蓄飲料水として水道局が販売している「横浜水缶」について、水質検査体制を見直しますので、お知らせします。



1 背景

平成 28 年熊本地震の際は、御注文の急増で「横浜水缶」の在庫切れが発生し、販売再開まで約 2 か月を要した結果、多数のお客様にお待ちいただくこととなりました。

そこで、製造後に実施している水質検査の体制を見直し、製造から販売までの期間を短縮します。これにより、今後、同様の在庫切れが発生した場合に、より早期に販売再開できるようにします。

2 見直し内容

横浜水缶は、製造事業者が行う水質検査に加え、水道局による水質検査を実施しています。平成 26 年 12 月、食品衛生法により義務付けられている検査項目が増加しました。この検査項目については製造事業者が検査することとしているため、これと重複する検査項目を整理し、水道局で検査する項目を減らします。これにより、安全性は維持したまま、検査に要する期間を約 3 週間から約 1 週間に短縮します。

【見直し前】検査項目 計 51 項目、検査に要する期間 約 3 週間

(製造事業者による検査 25 項目＋水道局による検査 51 項目 (重複 25 項目))

【見直し後】検査項目 計 50 項目*、検査に要する期間 約 1 週間

(製造事業者による検査 43 項目＋水道局による検査 12 項目 (重複 5 項目))

※ 検査項目のうち 1 項目 (蒸発残留物) については、他項目 (カルシウム・マグネシウム等 (硬度)) の結果により補完できるため、検査項目から削除し、50 項目としています。

備蓄飲料水「横浜水缶」の販売について

■販売価格：横浜水缶 1 箱 (500 ミリリットル缶 24 本入 計 12 リットル) 1,800 円 (税込)

■賞味期限：製造日から 7 年 ■配達先：横浜市内に限る ■配達料：200 円/か所

■ご注文先：水道局お客さまサービスセンター 電話 045-847 (はちよんなな)-6262 FAX 045-848-4281

■販売方法：配達販売のみ (水道局が委託した民間事業者が配達します。)

お問合せ先

横浜水缶の販売について	：	水道局 総務課長	山口 俊宏	TEL 045-633-0102
水質検査項目について	：	水道局 水質課長	高須 豊	TEL 045-371-5656